

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成25年4月9日（火）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 奥山委員
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成25年4月9日（火）午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
- 3 要望等審査
受理番号26 教科書に関する要望書
受理番号27 教科書に関する請願書
- 4 報告案件
教委報第1号 横浜開港資料館条例施行規則の一部改正に関する臨時代理報告
について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。本日は、奥山委員が御欠席との連絡を受けております。

初めに会議録の承認を行います。3月21日、4月1日、4月2日の教育委員会臨時会の会議録署名者は間野委員と坂本委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、承認いたします。なお、字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。

岡田教育長

【教育長一般報告】

1 市会関係

- 3/22 予算第一・予算第二特別委員会連合審査会（総合審査）
- 3/25 予算第一特別委員会（採決）
- 3/26 本会議（第7日）予算議決、追加議案議決

報告させていただきます。市会関係ですが、3月22日、予算第一・予算第二特別委員会の総合審査が行われました。3月25日に予算第一特別委員会が開催され、予算の採択がされました。3月26日、本会議で予算が議決され、また、人事案件の追加議案が提出され、議決されました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

- 3/29 学校管理職辞令交付式ほか
- 4/1 新規採用等教職員辞令交付式
- 4/1 開校式（美しが丘西小、川島小、左近山小）
- 4/2 開校式（横浜吉田中学校）
- 4/2 全体校長会（関内ホール）

市の教育委員会関係ですけれども、まず、主な会議等です。3月29日に、学校管理職の辞令交付などを行いました。4月1日に、新規採用等教職員の辞令交付式、同じく4月1日に、開校しました美しが丘西小学校、川島小学校、左近山小学校の開校式を行いました。4月2日には、横浜吉田中学校の開校式を行いました。4月2日には、関内ホールで全体校長会を行いました。

3 その他

入学式

4月4日(木) 小学校3校(岡村、平戸、伊勢山)
4月5日(金) 小学校339校、中学校148校、
特別支援学校10校(ろう特別支援 幼を含む)
4月6日(土) 小学校1校(神奈川)、特別支援学校1校(北綱島)
4月8日(月) 高等学校9校 特別支援学校1校(盲特別支援)
4月9日(火) 特別支援学校1校(ろう特別支援 小中高)

その他ですけれども、入学式を行いまして、4月4日に小学校3校、4月5日に小学校339校と中学校148校、特別支援学校10校の入学式、4月6日土曜日ですが、小学校1校と特別支援学校1校、4月8日月曜日ですが、高等学校9校と特別支援学校1校、4月9日、特別支援学校1校の入学式、それぞれ行いました。

ご報告、以上です。

今田委員長

教育長の報告が終わりました。御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、私のほうから一つ。4月1日に、美しが丘西小学校の開校式に行ってきました。久方ぶりの小学校の新しい開校ということで、バスで長く通うということについて、地元の強い要望がありまして、川崎との市境ですけど、非常に熱い思いの人たちがたくさんおられて、いい開校式だったなというふうに思っています。そういう意味で本当に、地域とともに学校のある必要性みたいなものを改めて感じました。

また、ほかは、いわゆる統廃合だったですけども、今回の場合、この美しが丘西小学校だけが新設でした。かつて昭和40年代後半から50年代は、1年に10校以上、20校近く学校ができたこともありまして。少し、今昔の感がありますけども、今回の開校式に参加して、学校が地域とともにあるということ、本当に痛切に感じました。

以上、私の感想を申し上げました。

それでは、特にご質問等がなければ、議事日程に従い、要望等審査に移ります。受理番号26、27の要望書等について審査を行います。所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

指導部長、入内嶋でございます。お手元の資料をご覧ください。

受理番号26番並びに受理番号27番1-④、⑤について、考え方を指導主事室長からご説明申し上げます。

吉原指導主事室長

指導主事室長、吉原でございます。受理番号26、27につきまして考え方をご説明申し上げます。

受理番号26番及び27番1-④、⑤は、横浜市教育委員会により行われた横浜市立学校使用教科書の採択の方法及び横浜市教育委員会が採択した横浜市立学校使用教科書に関する請願及び陳情に関する内容であり、「教育長専決になる請願及び陳情」と判断されます。

以上でございます。

入内嶋指導部長

補足をご案内いたします。

受理番号27番の他の項(通知表及び副読本)につきましては、教育長に委任する事務等に関する規則第2条の規定に基づきまして、別途回答をさせていただきます。

以上でございます。

今田委員長

所管から説明が終わりましたが、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

特にご意見等がなければ、受理番号26及び27の1-④、⑤は、教育長専決としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

では、受理番号26及び27の1-④、⑤は、教育長専決で回答するとともに、報告をお願いいたします。

以上で、要望等審査を終了いたします。

次に、議事日程に従い、報告案件に移ります。

教委報第1号「横浜開港資料館条例施行規則の一部改正に関する臨時代理報告について」所管課から説明をお願いします。

高倉教育政策
推進等担当部
長

教育政策推進担当部長の高倉でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、臨時代理報告についてご説明させていただきます。

資料の裏面をお開きいただきまして、提案理由について、私から、口頭で、若干、補足説明いたします。

本件は、横浜開港資料館の複製資料の利用に関するものでございますが、これにつきましては、これまで明確な条例の規定がございませんでした。しかしながら、財政援助団体等監査において適正な取扱に改めるよう指摘を受けたため、平成25年度の第1回の市会の定例会で、複製資料の利用の許可あるいは利用料金を定める横浜開港資料館条例の一部改正についてご審議いただき、3月26日に議決をいただいております。

議決を受けまして、条例施行日であります4月1日までに利用許可申請書の様式などの手続等を規定するために、横浜開港資料館条例施行規則を改正する必要がございましたが、期間が非常に限られていたことから、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項に基づきまして、教育長において臨時代理により規則を改正いたしましたので、第3項に基づき御報告をさしていただくものでございます。

規則改正の詳細につきましては、生涯学習文化財担当課長のからご説明させていただきます。

石田生涯学習
文化財課長

生涯学習文化財課長、石田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、お手元の資料、1枚おめくりいただいた状態の次のページ、3ページ目でございますが、こちらに、「横浜開港資料館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する」ということで、公布の内容を示させていただきます。

改正内容につきましては、主に3点ございます。

1点目でございますが、複製資料の利用等に関する許可申請の様式を定めたものでございます。2点目が、複製資料の利用等に関する申請の期限を定めたものでございます。3点目が、国、地方公共団体、博物館などの公共的な団体、これの利用に関する減免につきまして定めたもの、主に3点が改正の内容となっております。

この公布内容ですと少々分かりにくいところがございますので、資料をもう2枚

おめくりください。6ページ、7ページ以降に新旧の対照の形で条文を記載していただいております。左側が現行、右側が改正案というところで、アンダーラインを引いたところが変わったところでございます。

まず、第6条ということで条文を増入させていただいておりますが、こちらが複製資料の利用等の許可について定めたものでございます。条例の規定によりまして、利用等の許可を受けようとする者は、許可申請書（第2号様式）を提出するというで書かせていただいております。

また、この利用の期限につきまして、複製資料の利用等をしようとする日の7日前までにするというで、日程も定めさせていただいております。

1項、7条、8条などは、条文のずれなどに伴う整理をするための内容でございます。

次のページ、7ページでございますが、右側の改正案のところの9条の（6）号でございますが、こちらが減免の内容でございます。国及び地方公共団体並びに博物館、図書館、学校、研究所等の公共的団体が複製資料の利用等をする場合、利用料金の全額を減免するという内容で、減免の規定をつけ加えさせていただいております。

一番下のところ、附則の第2号様式（第6条第1項）の関係でございます。8ページ、9ページにまたがりませんが、こちら以降に、申請の様式、定めたものを記載させていただいております。

以降、10ページ以降につきましては、施行規則の新しい内容を加えたものを一覽でつけさせていただいております。

説明は以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。ご質問等ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。特に御意見等がなければ、教委報第1号については、報告のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、報告のとおり承認します。

本日の案件は以上です。事務局に確認ですが、何か報告事項はありますか。

浅葉総務課委員会担当係長

次回の教育委員会臨時会でございますけれども、4月26日金曜日の午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は、4月26日金曜日の午前10時から開催することとします。別途通知しますのでご確認ください。

その他、委員の皆さんから何かございますか。特にご発言がなければ、これで本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

[閉会時刻：午前10時12分]